

《FEI障害馬術競技会規程第23版》おもな変更箇所 1月27日改訂

条項	変更後	変更前
第200条7 馬の年齢	オリンピック大会と世界選手権大会に参加を申し込む馬の年齢は9歳以上でなければならない。	オリンピック大会と世界選手権大会に参加を申し込む馬の年齢は9歳以上(2006年 WEGは8歳以上)でなければならない。
第203条1.2 ベル	ベルが鳴ってから第1障害を飛越するまでにスタート・ラインを正しい方向から2回目に通過した場合は不従順と見なされる。しかし、特別な状況下に限り、競技場審判団はスタートを有効化せず、或いはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開することができる。	ベルが鳴ってから第1障害を飛越するまでにスタート・ラインを正しい方向から2回目に通過した場合は不従順と見なされる。しかし、屋内競技会で特別な状況下に限り、競技場審判団はスタートを有効化せず、或いはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開することができる。
第207条2 標旗	水濠障害の着地地点の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりしない、且つ当たった時には湾曲する素材で作成する必要がある。標旗には尖った角があってはいけない。	(追加)
第208条 通則	障害物は競技の精神に反するものであってはならず、 全ての 選手に対して不快な驚きを与えるものであってはならない。	障害物は競技の精神に反するものであってはならず、外国人選手に対して不快な驚きを与えるものであってはならない。
第211条1 水濠障害	水濠障害の奥行は2.50m以上とし、 飛越幅が3.20mを超える場合は、掘り下げる必要がある。	水濠障害の奥行は2.50m以上とする。
第211条3 水濠障害	オリンピック大会、地域大会、選手権大会、CSIO, CSI、ワールドカップ決勝大会では、水濠障害の着地側に対照的な色柄のプラスチックで覆った幅6cm以上、8cm 以内の小割板を置いて限界を明示しなければならない。	オリンピック大会、地域大会、選手権大会、CSIO, CSI、ワールドカップ決勝大会では、水濠障害の着地側に白色プラスチック(商標:塑像用粘土)か白く塗った彩色プラスチックで覆った幅6cm以上、8cm 以内の小割板を置いて限界を明示しなければならない。
第235条1 過失	スタート・ラインとフィニッシュ・ラインの間で発生した過失を対象とする。選手がフィニッシュ・ラインを通過後、競技場を出るまでの間、障害の一番上の横木が受け金から片方又は両方落下した場合も含める。第217条、および第218条の過失基準による。	スタート・ラインとフィニッシュ・ラインの間で発生した過失を対象とする。フィニッシュ・ラインを通過した後、および競技場を出るまでの間、飛越や着地による障害物の落下もこれに含める。
第244条3.2 練習馬場 と待機馬場、 及び 練習用障害	ジumnasティック用横木:場所的に余裕がある場合は、踏み切り用横木を置くことができるが、高さ1.30m以内の垂直障害の手前では2.50m以上離して置かなくてはならない。着地側の横木も、障害から 速歩の場合2.50m以上、駈歩の場合3.00m以上離して置くことができる。	ジumnasティック用横木:場所的に余裕がある場合は、踏み切り用横木を置くことができるが、高さ1.30m以内の垂直障害の手前では2.50m以上離して置かなくてはならない。着地側の横木も、障害から2.50m以上離して置くことができる。
1.6 折り返し	表彰式や競技後のパレードの時を除き、競技場での折り返し(ランニング・レーン)の使用は禁止である。	競技場での折り返し(ランニング・レーン)の使用は禁止である。
第257条2.2 鞭	2.2.1. 鞭の過度な使用 • 鞭は騎乗者の感情のはけ口として使用してはならない。 • 鞭は失権後、および最終障害の飛越後に使用してはならない。 • 逆鞭は禁止(例:右手で左脇腹を打つような行為)。馬の頭部を打つ行為は全て過度の使用とする。 • 1度に4回以上馬を打つてはいけない。もし馬の皮膚が 破れた場合、過度の使用とされる場合がある。 • 鞭を誤って使ったり、過度に使用したと判断された選手は 審判によって失格,または罰金が科されることがある。	(追加)
第257条2.3	馬の前後の肢につけられる馬装(ブーツやフェットロッキング)の最大重量は1肢あたり500gとする(蹄鉄は含まない)。従わない場合失格処分となることがある。	(追加)
第262条3.4 六段障害 飛越競技	最初の走行で同率1位の選手に減点があった場合を除き、1回目のジャンプオフは高さを上げた6個の障害で行わなければならない。 1回目 のジャンプオフの後からは障害の数を 4個 にまで減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない(障害を減らす場合には低いものから外す)。	第1位で同点となっている選手が第1回目走行で減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個の障害で行われなければならない。2回目のジャンプオフからは障害の数を3個にまで減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない(障害を減らす場合には低いものから外す)。
第269条5 累計競技 (アキュム レーター)	もし第270条12.2が累計競技に適用される場合、以下の規程が適用される。ジョーカーがメインコースの一部ではない場合。指定時間が過ぎると、ベルが鳴らされ、選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュラインを通過し、走行タイムが記録される。その後、20秒でジョーカーの飛越を1回試みることができる。このジョーカーを正しくジャンプした場合は、選手はメインコースの最後の障害の2倍のポイントを与えられるが、ジョーカーを落下させた場合は、それまでの合計得点からその点数が差し引かれる。	コースの最終障害に選択障害を配置してもよく、その一つをジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度の高いものでなければならず、また2倍の得点が与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、それまでの合計得点からその点数が差し引かれる。
第270条10 トップスコア 競技	全ての不従順はタイムロスである。 (日馬連訳注:減点としては扱わない)	不従順については全て、それに費やした時間で減点される。1回目の落馬で選手は走行を停止しなければならない。しかし、選手は時間に関わりなく、この1回目の落馬までの得点で順位が決定される。
第274条2 二段階走行競技	7個 から9個の障害	8個から9個の障害

条項	変更後	変更前
	9.1 監督、チーム獣医、選手、グルーム、馬匹について 9.1.1 障害馬術委員会が設定し、理事会が同意した諸規程に準じ、世界選手権大会、シニア大陸選手権大会の組織委員会は、公式チームに属する監督、チーム獣医、選手、馬、及びその馬のグルームについてホースインスペクション前日から終了の翌日までの宿泊費と食費を支払うとともに、主催国内での船または航空機からの馬の積み降ろしと、それらの積み込みの費用、検疫費用、関税も含め、主催国の国境、或いは到着地点から競技会場までの旅費の支払に責任を有する。帰路も同様とする。CSIOの組織委員会は公式チームに属する監督、チーム獣医、選手、馬、及びその馬のグルームにホースインスペクション前日から終了の翌日までの宿泊費と食費の支払いに責任を有する。旅費の返済はCSIOの義務とはしない。 9.1.2 公式チームに加えて参加申込をした個人選手についても上記条件の一部、または全部を適用することができる。 9.1.3 他の選手権大会、ワールドカップ決勝競技会、地域及びオリンピック大会における諸経費については特別規程を参照のこと。 9.1.4 組織委員会は競技会の実施要項に定められた期間以外での経費、或いは公式チームに関わる他の同行者の旅費や滞在費については一切支払う義務がない。 9.1.5 諸規程に別段の定めがない限り、組織委員会は選手とグルームの旅費と滞在費、厩舎と馬糧経費のおおよその金額を実地要項に記載しなければならず、滞在費と食費の妥当な金額を示すものとする。 9.2 役員 9.2.1 事務局による別途同意がない限り、FEI規約と一般規程、障害馬術競技会規程に準じて組織委員会は役員全員の旅費、宿泊費、食費を負担する。 9.2.2 組織委員会が諸経費を支払うFEI指名役員については、組織委員会との合意の上で任命しなければならない。審判や上訴委員には日当を支払う必要がある。(一日につき100€以上を推奨する)	(国際馬術連盟一般規程第132条に基づき、第200条9を追加) FEI 一般規程第159条、役員の諸経費を参照
第242条 罰金	第242条 罰金と警告カード 1. 競技場審判員は一般規程に則り、以下の場合は罰金、または警告カードを科すことができる。 1.11. 役員の指示に従わなかったり、大会役員、大会に関係する他団体(他の選手、ジャーナリスト、観客など)に対して不当な行動をとった選手 1.14 あらゆる形態での馬の虐待(肢叩き、四肢の過敏化、脱感作、禁止されている調教方法、鞭・はく車の過剰使用等)。 第242.3条 警告カード(追加) 一般規程を参照のこと。	1. 競技場審判員は一般規程に則り、以下の場合は罰金を科すことができる: 1.11 役員の指示に従わなかったり、役員に対して不当な行動をとった選手 (一般規程174.6.4) 1.14 如何なる形態での馬の虐待(一般規程174.6.3) (追加(一般規程174))
第251条	第251条 参加申込 一般規程の第121条と統一 1. 競技会に参加できる馬の頭数は、実施要項と障害馬術競技会規程に準じなければならない。 2. 国際競技会に招待、或いは指名された選手は全てその所属NFが参加申込を行わなければならない。NFには選手が大会に出場できる年齢かどうかを確認する責任がある。組織委員会は障害馬術競技会規程に準じ、かつ実施要項に定める通り、外国人選手についてはその全員を受け入れなければならない。組織委員会はNF以外からの申し込みを受け入れることはできない。 3. NFは出場資格のある馬の選択と参加登録に関して責任を持つ。これには登録する競技に参加する馬の健康状態・能力が含まれる。NFにはエントリーする馬が大会に出場できる年齢かを確認する義務がある。 4. 参加申込を認められるチーム数と個人選手数は、障害馬術競技会規程に定める。 5. 障害委員会の決定の下に、理事会、又、望ましくはIOCが承認した条件で、世界選手権・オリンピックへの出場資格を有した選手をNFは受け入れることができる。 6. NFが公式チームで許可された数以上の選手や馬を登録した場合監督は公式チームとして選抜する選手と馬を遅くとも最初のホース・インスペクションまでに決定しなければならない。	第251条 参加申込 1. CSIO までの競技会への参加申込は以下の要領で行われ、実施要項に記載された期日までに組織委員会の元へ届かなければならない: - 初回参加申込:これは参加の意思表示である。 - 指名参加申込(任意):確定参加申込に記載する選手数の2倍の人数とする。 - 確定参加申込:競技会に出場する選手名と馬名を記載する。 2. その他すべての競技会については、FEI一般規程の第121条に従って参加申込を行うものとする。 3. 満足ゆく説明もなく、初回参加申込を行ったNFが選手を派遣しない場合は、科罰の対象となり得る。 4. 確定参加申込を受領した後の馬と選手の交代は、組織委員会の合意を得て行うことができる。組織委員会は馬と選手を交代させる場合の最終期日を実施要項に記載しなければならないが、この期日は獣医師によるインスペクションを行う日以前とする。 5. 4カ国以上のNFから15名以上の外国選手が参加できるCSNIは、FEI諸規程に準じて自動的にCSIと見なされ、これに伴う処遇を受ける。

第251条

7.如何なる状況下においても組織委員会はFEI選手権大会に参加資格のある選手、或いはチームの参加申込数を制限することはできない。FEI理事会は、必要と見なした場合にのみ参加申込数を制限することが出来る。

8. FEIシニア・チャンピオンシップへの参加申込は、次の8.1、8.2、8.3項に従わなければならない。CSIOを含むその他の大会においては、8.2項は随意的なものであり、締め切りはNF、もしくは組織委員会によって定められる。

8.1 初回参加申込
この参加申込は遅くとも競技会の8週間前までに組織委員会に届かなければならない。初回参加申込とは、NFが競技会参加のため選手を派遣する明確な意図をもつことを意味し、これにはチームだけの参加か、チームと個人両方か、或いは個人だけの派遣かを明示しなければならない。満足ゆく説明もなく、初回参加申込を行ったNFが選手を派遣しない場合は、科罰の対象となり得る。

8.2 指名参加申込
この参加申込は遅くとも競技会の4週間前までに組織委員会へ届くこととし、これには確定参加申込と代替人馬の選考に際して元となる選手と馬のリストを記載し、NFが派遣しようとしている選手数と馬の頭数を明記しなければならない。指名参加申込は確定参加申込で定められる数の2倍とする。指名参加申込を行った後にNFは指名参加申し込みより少ない数の選手と/または馬を派遣することは可能であるが、指名参加申し込みを上回る数の選手と/又は馬を派遣することは出来ない。指名参加申し込みを行った後に競技会に参加せず、またその理由も組織委員会としては受け入れ難いものである場合は、FEI裁定委員会の審議に委ねるため組織委員会は事務総長に報告する。

8.3 確定参加申込
この参加申込は遅くとも競技会の4日前までに組織委員会へ届かなければならない。これは競技会に派遣される最終選考の選手と馬である。確定参加人数は規定の人数内とし、指名参加申込の指名、馬名リストから選ばなければならない。確定参加申込の提出後の馬、或いは選手の交代は、組織委員会の明確な許可があった場合に限り行うことができる。組織委員会はホース・インスペクションが行われるまでに代替人馬のために、最新のスケジュールを作成しなければならない。(変更前251.3)

9. 馬の参加申込書には馬の名前、品種、性別、年齢、毛色、出生国、現在の所属国籍とパスポート番号、更に必要に応じて出場資格を記入しなければならない。選手の生年もそれに含まれる。

10.仮にNFが指名参加申込に記載した数以上の選手と、或いは馬を派遣してきた場合は、競技会規程と実施要項では参加が認められるとしても、組織委員会は彼等に対して宿泊施設を提供することも、競技会への参加を認める義務もない。

11.競技会において選手は自分が騎乗する馬の何頭か、或いは全頭を出場辞退させることはできるが、組織委員会と競技場審判団の許可なしに、事前に参加申し込みを行わなかった馬を追加することはできない。

12.NFはチームの指名参加申込を行ったものの、チーム派遣が不可能となった場合は、速やかに組織委員会に通知しなければならない。

13.NFが確定参加申込を行ったにもかかわらず、妥当な理由もなく、競技会に参加しなかったチーム、或いは個人選手については、外国人審判団が技術代表が事務総長へ報告し、FEI裁定委員会の審議に委ねる。同時期に行われていた他の競技会の参加は、当該競技会不参加の理由として有効とは認められない。
しかしながら、CSI競技に確定エントリーをした選手が同じ週のCSIO競技の選手として選出された場合は有効な理由としてみなされることがある。

14.NFは2つ以上の組織委員会に同じ人馬の組み合わせで確定参加申込をすることはできない。これに違反した場合、同人馬は参加する競技会から失格となる。

15.確定参加後の辞退、もしくは事前連絡なしに現れない選手は、それによって組織委員会が被る被害(厩舎や宿泊費用等)を組織委員会に弁償する責任がある。

16.4カ国以上のNFから15以上の外国人馬の参加申込を受けつけているCSN はFEI規程に基づき、自動的にCSIとしてみなされる。

条項	変更後	変更前
第256条 服装と 敬礼	1.服装 1.1 選手は観客の前に姿を現すときは必ず、一般規程(服装と敬礼)に規定されている正しい服装を着用しなければならず、競技中及び表彰式においては本条項の1.5と1.6に記載の服装を着用すること。 1.6 第256条3項の条項に従い、民間人は硬質保護帽の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm。幅5cm以内とする。 1.9 FEI地域選手権大会、大陸選手権大会、世界選手権大会のネーションズ・カップ競技、及びオリンピック大会と地域大会の競技では、一般規程127項6.2(122項)に準じた、自国NFの公式ジャケットを着用しなければならない。 第256条1.10 1.10 色彩に関する論争は事務総長に付託し、その決定が最終のものとする。 2. 敬礼 2.1 競技場で競技場審判員の権限下で行われる全ての競技では、審判長が特に指示を与えない限り、礼儀として審判長に敬礼しなければならない。審判長は敬礼のしない選手のスタートを拒否することができ、また罰金を科すこともできる(242.1.6)組織委員会との協議の下、特別な理由において競技開始前に選手が敬礼する必要があるかどうかを決めることができる。組織委員会は審判長の同意の下、特別な来賓があった場合に敬礼を指示することができる。 2.2. 審判長、或いは審判員は全ての敬礼に対して答礼すべきである。 2.3 選手はパレードの間、表彰式、そして国歌が流れる間は敬礼しなければならない。 2.4 男性の選手は敬礼の際に脱帽する必要はない。鞭を上げるか頭を下げることで敬礼をしたと見なされる。	1. 服装 1.1 選手は一般規程(服装と敬礼)に規定されている正しい服装を着用しなければならず。競技中及び表彰式においては本条項の1.5と1.6に記載の服装を着用すること。 1.6 一般規程第136条の条項に従い、民間人は硬質保護帽の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm。幅5cm以内とする。 1.9 FEI地域選手権大会、大陸選手権大会、世界選手権大会のネーションズ・カップ競技、及びオリンピック大会と地域大会の競技では、NFの公式ジャケットのみ着用可能である。チームメンバーのジャケットは同一色でなければスイスフランの罰金が科される。更に、当該選手は競技場からの退場を求められ、規程に準拠したジャケットを着用するまでは競技参加を認められない。 2.敬礼 (一般規程第127条より追加)
第256条の3	第256条3 選手及び馬につける広告と宣伝 3.IOC 主催で行われる地域及びオリンピック大会を除く全ての競技会(オリンピック大会における馬術競技の特別規程を参照)において、選手は下記の通り衣類や装具のメーカー識別表示(名称と/或いはロゴ)、或いはスポンサーのこれに類するものを身に着けることができる。 3.1.1 メーカーの識別表示 3.1.1.1. 競技場内、或いは表彰式の際に身に着けられる衣類や装具メーカーの識別表示は各々につき1ヶ所とし、表面のサイズは衣類や装具では3cm²以内とする。 3.1.1.2 衣類や装具のメーカーがスポンサーの場合は、本条項の3.2を適用する。 3.1.2 スポンサーの識別表示 3.1.2.1 競技場内、或いは表彰式の際に、個人スポンサーと/或いはチーム・スポンサーの名称と/或いはロゴは以下の通りのサイズとする: a)鞍下ゼッケンの側面には両側とも200cm²以内 b)ジャケット、或いは上着の両側各々に胸ポケットの高さで80cm²以内 c)シャツの襟両側に16cm²以内 3.1.2.1.1. FEI選手権大会の組織委員会はこのようなロゴを使用できない旨を実施要項に記す場合がある。但し、上記第256条3.1.2.1に記載の限度内であるチーム・スポンサー名称とロゴについては例外とする。 3.1.2.1.2 CSIOの組織委員会はネーションズカップにおいてこのようなロゴを使用できない旨を実施要項に記す場合がある。但し、上記第256条3.1.2.1に記載の限度内であるチーム・スポンサー名称とロゴについては例外とする。 3.1.2.2. 組織委員会は全てのFEI競技会において競技と/或いは競技会スポンサーの名称と/或いはロゴを競技場運営委員等の衣服、選手のゼッケン、及び競技場と表彰式会場で使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称と/或いはロゴのサイズは100cm²以内とする。 3.2 如何なる選手、役員、馬も、競技場にいる間にまたは演技中に、上記3.1に定めるロゴ以外の広告や宣伝を身につけることはできない。但し、コースを下見する選手は上着の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内でスポンサーのロゴを表示することができる。 3.3 テレビジョンの合意があれば障害物と競技場のサイドに広告を出すことが出来る。スポンサーのつく障害物の仕様は208.2に記載されている。 3.4 本条項でいう競技場区域とは、選手が審査される場所と馬がホース・インスペクション/馬体検査を受ける場所全てを含む。これには待機馬場は入らない。 第257条3 馬具につける広告と宣伝 馬具につける広告と宣伝は第256条3に定められた規程に基づく。	(一般規程第136条より追加)